

裁判所と三権分立 2

<裁判の種類>

裁判の種類

① 裁判 お金の貸し借りなど、個人間の争いを解決する。

訴えた人を② 、訴えられた人を③ という。

当事者どうし話し合いがつけば裁判を取りやめることができる。これを

④ という。裁判のほかに、当事者が裁判所に⑤ を申し出て、話し合いによる解決をはかる場合もある。

⑥ 裁判 他人のものを取ったり、他人を傷つけたりするような犯罪を裁く

事件が起こると、警察官が罪をおかした疑いのある⑦ を逮捕し、犯罪の疑いが確実になった場合、⑧ が⑦を⑨ として裁判所に起訴して裁判が始まる。この時、⑦の利益を守るために必ず⑧ がつくことになっている。

⑨ 裁判 国や地方公共団体が進める際に行ったことで被害を受けた場合、行政機関を相手に賠償を求める。①の一種である。

捜査、逮捕状の人権保障

逮捕の要件

警察官が逮捕するためには① の場合を除いては、裁判官が出す

② が必要である。また、事件でつかまった被疑者の自宅を警察官が調べたい場合は③ が必要になる。

被疑者の権利

警察官から送致された被疑者を取り調べるのは④ である。憲法では取り調べの際の⑤ を禁止している。また被疑者には⑥

権（自分に不利なことはいわなくてもよい権利）、⑦ を依頼する権利、
迅速な⑧ を受ける権利がある。

被告人は、有罪の判決を受けるまでは無罪と⑨ される。

刑事裁判上の人権保障

刑事裁判は、犯罪の疑いのあるもの（被疑者）を、検察官が① となつて裁判所に起訴したときにはじまる。

被告人は、有罪の判決を受けるまでは無罪と② されるので、被告人の人権は尊重される必要がある。

被告人の権利

- 迅速な③ を受ける権利
- ④ を依頼する権利
- ⑤ 主義

どういう行為が犯罪になり、その行為に対してはどの程度の刑罰が科されかを、あらかじめ法律で明確に定めておかなければならない。

- ⑥ 主義

刑事裁判は証拠にもとづいて行わなければならない、⑦ だけでは有罪とすることが出来ない。

無実であるのに、犯罪者として扱われたり有罪とされることを⑧ という。

事件が裁判で確定した後に、裁判で重大な誤りが疑われる場合に認められるやりなおしの裁判の制度を⑨ という。

犯罪を犯して逮捕されて起訴されて刑事裁判にかけられた結果、無罪判決を受けた時は、国にその⑩ を請求することができる。これを⑪ 権という。

解 答

*表記法は教科書で確認してください。

裁判の種類

- ① 民事 ② ^{げんこく}原告 ③ ^{ひこく}被告 ④ 和解 ⑤ 調停 ⑥ 刑事 ⑦ ^{ひぎしゃ}被疑者
⑧ ^{けんさつかん}検察官 ⑨ 被告人 ⑩ 弁護士 ⑪ 行政

捜査、逮捕状の人権保障

- ① 現行犯 ② ^{たいほれいじょう}逮捕令状 ③ ^{そうざれいじょう}捜査令状 ④ 検察官 ⑤ ^{ごうもん}拷問 ⑥ ^{もくひ}黙秘 ⑦ 弁護士
⑧ 公開裁判 ⑨ ^{すいてい}推定

刑事裁判上の人権保障

- ① 原告 ② 推定 ③ 公開裁判 ④ 弁護士 ⑤ ^{ざいけいほうてい}罪刑法定 ⑥ 証拠裁判
⑦ 自白 ⑧ えん罪 ⑨ ^{さいしん}再審 ⑩ 補償 ⑪ ^{けいじほしょうせいぎゅう}刑事補償請求